

かんぽ生命の保険契約および簡易生命保険契約に関する 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。(取扱期間：2024年7月31日まで)

また、非常取扱いにより保険料の払込猶予期間を延伸中のご契約を対象に、払込猶予期間を再延伸する追加対応を実施いたします。

2024年8月30日までにお客さまから払込猶予保険料全額のお支払いが困難との追加のお申出をいただいた場合、2024年8月から継続して払込猶予保険料をお支払いいただくことにより、払込猶予保険料の支払期限を最長2025年2月28日まで再延伸します。

2 保険金の支払い等

必要書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金および未経過保険料の支払い	2024年1月4日から 当面の間
2	基本契約の解約(解除)および解約返戻金(還付金)の支払い	
3	特約の解約(解除)および解約返戻金(還付金)の支払い	
4	普通貸付金の支払い	
5	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し(還付)	
6	契約者配当金の支払い	